

令和6年度 問題行動及びいじめの実態について

1 問題行動

問題行動の経年推移＜表1＞

項目 校種	窃盗		粗暴		家出等		飲酒喫煙		性非行		金銭		携帯の談話等 ネットのトラブル		その他		小計		合計 (件)
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	
R4	18	8	54	52	4	20	1	12	4	8	4	1	0	6	4	3	89	110	199
R5	18	2	44	42	8	31	0	14	1	16	10	2	3	8	8	7	92	122	214
R6	20	10	42	95	7	19	2	13	6	8	3	0	6	12	15	22	101	179	280

※「家出等」には無断外泊、深夜徘徊を含む ※「その他」は薬物乱用、不健全娯楽、建造物侵入、火遊び等

【対応について】

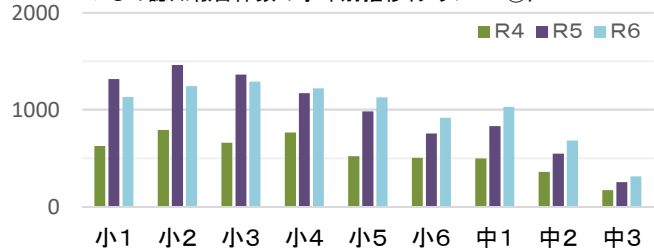
- ・教職員全体の生徒指導体制を整え、子供の規範意識を高める教育活動を継続する。
- ・子供の発達特性や家庭背景の理解に努めるとともに、スクールソーシャルワーカー（SSW）を活用し、医療、福祉等専門機関と連携を図る。
- ・遵法教室を充実させ、触法行為等の問題行動の抑止に繋げる。中学校においても遵法教室を実施する。
- ・スクールカウンセラー（SC）やSSWと連携して子供の心や家庭の教育環境の変化を見逃さないようにし、悩みや不安を把握して早期対応していく。
- ・情報モラル講座やネットパトロール事業の活用によりSNS利用に起因する問題行動の未然防止や早期発見を図る。

2 いじめ

いじめの状況＜表2＞

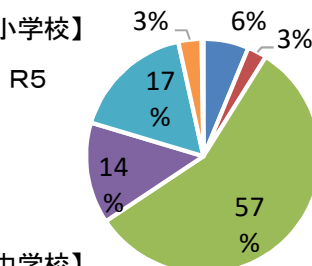
項目 校種	認知件数（件）		認知件数（人）	
	小	中	小	中
R4	3,860	1,023	3,049	895
R5	7,044	1,628	4,600	1,239
R6	6,926	2,021	4,531	1,561

いじめ認知報告件数の学年別推移＜グラフ2-①＞

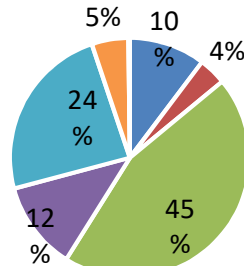


発見のきっかけ＜グラフ2-②＞

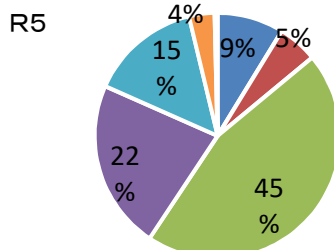
【小学校】



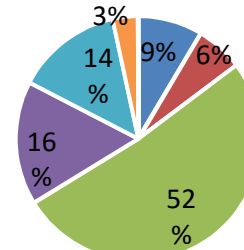
R6



【中学校】



R6



- 担任
- 担任以外の職員
- アンケート
- 本人
- 本人の保護者
- 他の児童生徒・保護者等
- その他

【対応について】

《学校》

- ・「浜松市いじめ防止等のための基本的な方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教師と児童生徒の信頼関係の構築やいじめの未然防止の学級・学校風土づくりに努める。
- ・「校内いじめ対策委員会」を機能させ、学校体制での組織的対応に努める。
- ・「どの子にも、いじめは起こりうる」という危機感を持ち、アンケートを中心に児童生徒の心の声を拾う機会を増やす。
- ・タブレット端末を活用した「はままついじめアンケート」を年2回以上実施することで早期発見に役立てる。また、アンケート後に個別に聴き取りを行い、適切な対応に繋げるとともに、被害を訴えやすい環境づくりを行う。

《教育委員会》

- ・「いじめ見逃しゼロ」を目指し、いじめ認知をより確実に行うよう、研修などを通じて教職員への周知を徹底する。
- ・指導主事による市内全校への訪問を実施し、「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめに関する具体的な対応状況等を確認する。また、いじめの未然防止のための具体的な方策について確認する。
- ・学校に対し、迅速な支援・指示ができるよう、学校がいじめを認知したら、その都度速やかに教育委員会に報告する仕組みを整える。
- ・校長のリーダーシップにより「法令等を遵守した対応」や「組織での対応」などができるよう、市内全校の校長を対象とした「校長いじめ対応研修」を実施する。
- ・教職員向けの「いじめ対応フローチャート及びチェックリスト」を作成し、法令等に基づいたいじめ対応の徹底を図る。
- ・保護者用いじめリーフレットを作成し、「いじめの定義」や「いじめの理解」、「学校や家庭の役割」等について周知を図る。
- ・SNS上でのいじめについて、ネットパトロール事業の活用や情報モラル講座を推進することで未然防止や早期発見に繋げる。

いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 平成25年6月制定】